

## オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年8月20日

分任支出負担行為担当官

三陸中部森林管理署長 岩間 由文

### 1 見積合わせに付する事項

#### （1）調達の内容、契約内容・規格、予定数量等

物件番号 第1号 建設機械等チャーター単価契約（大船渡地区2回目）

第2号 建設機械等チャーター単価契約（釜石地区2回目）

物件番号ごとの内容は別紙「物件内訳書」のとおり

#### （2）業務内容

別紙「仕様書」、「物件内訳書及び内訳明細書」のとおり

#### （3）履行期間

契約締結の翌日から令和8年12月18日（金）まで

#### （4）履行場所

第1号 三陸中部森林管理署各森林事務所管内（大船渡地区）

第2号 三陸中部森林管理署各森林事務所管内（釜石地区）

（物件番号ごとの詳細は、別紙「物件内訳書及び内訳明細書」のとおり）

### 2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

（1） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。

（2） なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

（3） 予決令第71条の規定に該当しないこと。

（4） 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に登録されており、営業品目「315 その他」で「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。

（5） 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（6） 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（4）の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

### 3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5

三陸中部森林管理署 総務グループ 電話050-3160-5910

E-mail : [t\\_sanrikucyubu@maff.go.jp](mailto:t_sanrikucyubu@maff.go.jp)

### 4 見積書等の提出について

- (1) 電子調達システムを用いて見積合わせを実施しますので、下記日時まで応札して下さい。

期限 令和8年9月2日（水）午後5時00分まで 順次開札

- (2) 電子調達システムを用いて見積書等の提出ができない者は、郵送、持参及び電子メールによる提出も認めます。

#### 1) 郵送、持参による提出の場合

上記4（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「(案件名) 見積書在中」と必ず朱書きすること。

郵送の場合は書留郵便により郵送すること。

受付時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

#### 2) 電子メールによる提出の場合

見積書及び内訳書をPDF化し、パスワードを設定のうえ上記3のE-mail宛てに送信すること。送信する際は、電子メールの件名に「(案件名) 見積書在中」と記載すること。送信後は、上記3の担当宛て電話により見積書を提出した旨連絡をすること。

- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を見積書に添付するものとし、内訳書の各項目に金額を記入の上、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。
- (4) 内訳書の様式は任意であるが、機種ごとの1時間当たりの単価、機械輸送は距離区分ごとの単価及び総額を明らかにしてください。

### 5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね1～2日（閉庁日除く）中に見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

### 6 見積書の無効について

東北森林管理局随意契約見積心得第5条のとおりです。

なお、東北森林管理局随意契約見積心得はこちらからダウンロードしてください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/attach/pdf/index-141.pdf>

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル  
> 東北森林管理局競争契約入札心得・随意契約見積心得 > 東北森林管理局  
随意契約見積心得(令和8年5月1日適用)

## 7 契約保証金

免除する。

## 8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

## 9 契約書等作成の要否について

別紙契約書(案)に基づき契約書を作成します(電子契約を可とする)。

## 10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 本公示に係る役務契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公示日とすることとしますのでご承知おきください。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは 東北森林管理局のホームページ

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。